

第4回 向日市子ども・子育て会議 会 議 次 第

日 時 平成26年8月8日（金）
午後1時30分から
場 所 向日市民会館第5会議室

1 開 会

2 議 事

- （１）向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について
- （２）向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について
- （３）向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）に対する向日市の考え方
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に対する向日市の考え方
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に対する向日市の考え方

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）に対する向日市の考え方

【用語解説】

教育・保育施設・・・・・・・・・・幼稚園、保育園、認定こども園
 特定教育・保育施設・・・・・・・・市が施設型給付の対象と「確認」する教育保育施設
 家庭的保育事業等・・・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
 地域型保育事業・・・・・・・・・・（家庭的保育事業等と同じ）
 特定地域型保育事業・・・・・・市が地域型保育給付の対象とする地域型保育事業
 認可・・・・・・・・・・・・・・・・人員配置、面積など施設及び事業に必要な基準を満たしていることが必要
 確認・・・・・・・・・・・・・・・・運営に関する基準を満たすことが必要
 支給認定・・・・・・・・・・保護者の申請を受けた市町村が、国の定める客観的基準に基づき、保育の必要量を認定する。

（認定区分） 1号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもで保育の必要のないと認められるもの（主に幼稚園、認定こども園を利用）
 2号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもで保育が必要と認められるもの（主に保育園、認定こども園を利用）
 3号認定：満3歳未満の小学校就学前子どもで保育が必要と認められるもの（主に保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用）

1 概要

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を通じた給付（施設型給付）と家庭的保育事業等への給付（地域型保育給付）が創設され、その給付の対象となるためには児童福祉法に基づく「認可」と子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要がある。

教育・保育施設の「確認」並びに地域型保育事業の「認可」と「確認」の権限は、向日市にあり、国が定める基準に従い条例を定める。

	施設・事業	「認可」の権限	「確認」の権限
教育・保育施設 (定員：20人以上)	幼稚園	【京都府】	【向日市】 「向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
	保育所		
	認定こども園		
地域型保育事業 (定員：19人まで)	家庭的保育事業	【向日市】 「向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		

2 「確認」について

- (1) 内容 ①各施設、事業ごとの類型ごとの利用定員を定めているか。
 ②会計処理や情報公開などの基準を満たし給付対象施設、事業者として適格か。
 ※①②を確認することにより給付費（委託料）を支払う。

(2) 国が定める基準

従うべき基準	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

以下、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）に対する向日市の考え方です。

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項目		国基準（内閣府令より抜粋）	※	向日市の考え方
利用定員に関する基準	利用定員数	【特定教育・保育施設】 ・ <u>認定こども園</u> ：利用定員20人以上 1・2・3号認定区分 ・ <u>保育所</u> ：利用定員：20人以上 2・3号認定の区分 ・ <u>幼稚園</u> ：特に定めなし 1号認定子どもの区分 【特定地域型保育事業】 ・ <u>家庭的保育事業者</u> ：利用定員1～5人、3号認定の区分 ・ <u>小規模保育事業A・B型</u> ：利用定員6～19人、 <u>小規模保育事業C型</u> ：利用定員6人～10人とし、3号認定の区分（C型については経過措置有）。 ・ <u>居宅訪問型保育事業</u> ：1対1人を基本とし、3号認定の区分 ・ <u>事業所内保育事業</u> ：雇用する労働者の子どもとその他の子どもで、3号認定の区分 【共通】 3号認定の区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の区分にする。	従	国基準のとおり
	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	・教育・保育の提供の開始に当たっては、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行い同意を得る。（説明事項：運営規程、苦情処理体制、事故発生時の対応等の、施設、事業の選択に資すると認められる事項）	従	国基準のとおり
	応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	・正当な理由のない受入れ拒否の禁止 ・市町村の行うあっせん、調整に協力	従	国基準のとおり
利用開始に伴う基準	定員を上回る利用申し込みがあった場合の選考	・1号認定子どもの場合の選考にあたっては、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく方法により行うことを、あらかじめ明示した上で行う。 ・2号、3号認定を受けた子どもの場合は、	従	国基準のとおり

		市町村が利用調整を行う。		
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	・利用開始時には、支給認定証の確認（利用期間等）を行う。 ・支給認定申請が行われていない場合には、速やかに適切な申請がなされるよう援助する。	参	国基準のとおり
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園は幼保連携型認定子ども園保育要領に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育及び保育を提供する。	従	国基準のとおり
	子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	子どもの処遇にあたっては、①利用児童の平等扱い、②虐待等の禁止、③懲戒に係る権限の濫用防止。	従	国基準のとおり
	連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	【特定地域型保育事業】 ①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設を設定するとともに、連携内容等を明確にするよう努める。 ・居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜が受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他市町村が指定する施設の確保が必要 ・利用定員が20名以上の事業所内保育事業については連携施設を求めない。	従	国基準のとおり
	上乗せ徴収等の取扱い	・法に定める利用者負担を受領するものとし、それ以外の実費や実費以外についても上乗せ徴収可能 ・ただし、上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示し、保護者に対して説明し、文書による同意を得ること。	従	国基準のとおり
	特別利用保育・特定利用保育の提供（区分定員外利用の取扱い）	【特定地域型保育事業】 ・職員配置、設備、教育及び保育の内容について、認定区分の子どもと同じ基準等によることを基本、総定数を超えないこと。	従	国基準のとおり
	利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	・子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受け、又は受けようとしていることを把握した場合、市町村に通知する。	参	国基準のとおり
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定	・運営規程において、以下の事項について定める。①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休養日）、⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無	参	国基準のとおり

		・理由・その額を含む)、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待防止のための措置に関する事項、⑪その他の施設・事業に関する重要事項		
	個人情報管理 (秘密保持)	・正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 ・現に従事している職員に加えて、退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者は必要な措置を講じる。 ・地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要を思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。	従	国基準のとおり

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に対する向日市の考え方

1 概 要

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を通じた給付（施設型給付）と家庭的保育事業等への給付（地域型保育給付）が創設され、その給付の対象となるためには児童福祉法に基づく事業者としての「認可」を受ける必要がある。家庭的保育事業等の「認可」の権限は向日市にあり、国が定める基準に従い条例を定める。

	施設・事業（定員）	「認可」の権限
地域型保育事業 （定員：19人まで）	家庭的保育事業（5人以下）	【向日市】 「向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」
	小規模保育事業 （6～19人以下）	
	居宅訪問型保育事業 （1人対1人が基本）	
	事業所内保育事業 （様々）	

2 「認可」について

（1）内容

認可基準は国基準を踏まえ、市が条例で策定

- ①従うべき基準 → ア 職員の資格、員数
イ 児童の処遇、安全確保等に関連するもの
- ②参酌基準 → 保育室及び面積など

（2）国が定める基準

従うべき基準	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

以下、各事業の認可基準に関する、国基準（厚生労働省令）に対する向日市の考え方です。

【全ての事業に共通する事項】

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項目		国基準（厚生労働省令より抜粋）	※	向日市の考え方
最低基準		最低基準を超え、設備及び運営を向上させること。 最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。	参	国基準のとおり
事業者等の一般原則		利用乳幼児の人権に配慮し、一人一人の人権を尊重し、運営を行う。地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努める。	参	国基準のとおり
保育時間		1日につき8時間を原則。	参	国基準のとおり
保護者との連絡		保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努める。	参	国基準のとおり
非常災害		消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置 非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火訓練を少なくとも月1回実施	参	国基準のとおり
職員	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者		参	国基準のとおり
	自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。職員に対する研修の機会の確保		参	国基準のとおり
	社会福祉施設を併設する場合、設備及び職員の一部を兼ねることができる。 ※保育室及び各事務所に特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員は除く。		従	国基準のとおり
利用者との関わり		国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取扱いをしてはならない。心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止	従	国基準のとおり
衛生管理		乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的な管理と衛生上必要な措置 感染症又は食中毒の発生・まん延に対する必要な措置 必要な医薬品等の管理	参	国基準のとおり
健康診断	乳幼児	利用開始時、少なくとも年2回の定期健康診断を実施（入所前に健康診断を実施し、利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合、診断結果の把握に代えることができる）※健康診断をした医師は結果を記録し、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は保育の解除・停止等の手続きの勧告を行う。	参	国基準のとおり
	職員	特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	参	国基準のとおり

内部規定	事業の運営について重要事項に関する規定を定める。	参	国基準のとおり	
帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備	参	国基準のとおり	
苦情処理等	苦情対処のための窓口等必要な措置を講じること。	参	国基準のとおり	
	市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。	参	国基準のとおり	

(1) 家庭的保育事業

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項 目	国基準		※	向日市の考え方
保育従事者	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）		従	国基準のとおり
職員数	3：1（家庭的保育補助者を置く場合は5：2）		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 1人3.3㎡ （部屋自体は9.9㎡以上が必要）	参	国基準のとおり
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可 2歳以上児 1人3.3㎡	参	国基準のとおり
	その他	採光、照明及び換気設備、便所	参	国基準のとおり
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	従	国基準のとおり
	設備	調理設備	従	国基準のとおり
	職員	調理員（保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準	火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期的実施		参	国基準のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5年間の経過措置あり		従	国基準のとおり
嘱託医	嘱託医の配置		従	国基準のとおり

(2) - 1 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案

※「従」→従うべき基準・「参」参酌すべき基準

項 目	国基準		※	向日市の考え方
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		従	国基準のとおり
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児(★) 20:1 4歳以上児(★) 30:1 +1名		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡	参	国基準のとおり
	屋外遊戯場	2歳以上児 1人3.3㎡ ※付近の代替地で可	参	国基準のとおり
	その他	便所	参	国基準のとおり
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	従	国基準のとおり
	設備	調理設備	従	国基準のとおり
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準	別表1のとおり		参	国基準のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5年間の経過措置あり		従	国基準のとおり
嘱託医	嘱託医の配置		従	国基準のとおり

★：保育の体制の設備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

(2) - 2 小規模保育事業 (B型) の設備及び運営に関する基準案

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項 目	国基準		※	向日市の考え方
保育従事者	保育士 1/2 以上 (保育士以外は研修を修了した者) ※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。		従	国基準のとおり
職員数	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 (★) 20 : 1 4 歳以上児 (★) 30 : 1 + 1 名		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m ²	参	国基準のとおり
	屋外遊戯場	2 歳以上児 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地で可	参	国基準のとおり
	その他	便所	参	国基準のとおり
給食	給食	自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)	従	国基準のとおり
	設備	調理設備	従	国基準のとおり
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準	別表 1 のとおり		参	国基準のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (連携施設) を適切に確保しなければならない。 ・ 集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・ 必要に応じた代替保育の提供 ・ 保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※ 5 年間の経過措置あり		従	国基準のとおり
嘱託医	嘱託医の配置		従	国基準のとおり

★：保育の体制の設備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満 3 歳以上の児童 (特例地域型保育給付の対象) の場合

(2) - 3 小規模保育事業 (C型) の設備及び運営に関する基準案

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項 目	国基準		※	向日市の考え方
保育従事者	家庭的保育者 (+ 家庭的保育補助者)		従	国基準のとおり
職員数	3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合は 5 : 2)		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 1 人 3.3 m ²	参	国基準のとおり
	屋外遊戯場	2 歳以上児 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地で可	参	国基準のとおり
	その他	便所	参	国基準のとおり
給食	給食	自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)	従	国基準のとおり
	設備	調理設備	従	国基準のとおり
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準	別表 1 のとおり		参	国基準のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (連携施設) を適切に確保しなければならない。 ・ 集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・ 必要に応じた代替保育の提供 ・ 保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※ 5 年間の経過措置あり		従	国基準のとおり
嘱託医	嘱託医の配置		従	国基準のとおり

(3) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項目	国基準	※	向日市の考え方
提供する保育	次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 教育・保育施設、地域型保育事業者が利用定員の減少・確認の辞退をする際の、便宜の提供に対応するために行う保育 ③ 児童福祉法第 24 条第 5 項に規定する措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以	従	国基準のとおり

	外の地域型保育事業の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育		
保育従事者	家庭的保育者	従	国基準のとおり
職員数	1 : 1	従	国基準のとおり
連携施設	連携施設の設定は一律には求めない。 ※上記「提供する保育①」に該当する場合には、障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国基準のとおり

(4) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項 目	国基準		※	向日市の考え方
保育従事者	【定員 20 名以上】 保育士 【定員 19 名以下】 保育士 1 / 2 以上（保育士以外は研修を修了したもの） ※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。		従	国基準のとおり
職員数	【定員 20 名以上】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 (★) 20 : 1 4 歳以上児 (★) 30 : 1 【定員 19 名以下】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 (★) 20 : 1 4 歳以上児 (★) 30 : 1 + 1 名		従	国基準のとおり
設備・面積	保育室等	【定員 20 名以上】 乳児室 1 人 1.65 m ² ほふく室 1 人 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m ² 【定員 19 名以下】 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m ²	参	国基準のとおり
	屋外遊戯場	2 歳以上児 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地で可	参	国基準のとおり
	その他	【定員 20 名以上】 医務室、便所 【定員 19 名以下】 便所	参	国基準のとおり
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	従	国基準のとおり

	設備	【定員 20 名以上】 調理室 【定員 19 名以下】 調理設備	従	国基準のとおり
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設からの搬入 の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準	別表 1 のとおり		参	国基準のとおり
連携施設	【定員 20 名以上】 連携施設を確保しないことができる。 【定員 19 名以下】 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・ 集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・ 必要に応じた代替保育の提供 ・ 保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※ 5 年間の経過措置あり		従	国基準のとおり
地域枠の子どもの受け入れ	別表 2 の「地域枠の定員」以上の定員枠を設けなくてはならない。		参	国基準のとおり
嘱託医	嘱託医の配置		従	国基準のとおり

★：保育の体制の設備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満 3 歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

《別表 1》保育室等を 2 階以上に設ける場合に満たす基準

		2 階	3 階	4 階以上
ア		耐火建築物又は準耐火建築物		
イ	常用	1. 屋内階段 2. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別避難階段 2. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別避難階段 2. 屋外避難階段
	避難用	1. 屋内避難階段又は特別避難階段 2. 待避上有効なバルコニー 3. 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別避難階段 2. 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別避難階段（屋内避難階段の構造は建築物の1階から保育室等の階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること。※その構造は耐火構造の壁で囲み、天井及び壁の室内は仕上げ及び下地を不燃材料とし、屋内からバルコニー又は付室への出入り口は特別防火設備、バルコニー又は付室から階段室への出入り口は防火設備とする） 2. 耐火構造の屋外傾斜路 3. 屋外避難階段
ウ			イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等からの歩行距離は30m以下とする。	
エ			調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設ける。※スプリンクラー設備等の自動式のものが設けられている、又は調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、外部への延焼を防止する措置が設けられている場合を除く。	
オ			壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とする。	
カ		保育室等乳幼児が出入り・通行する場所に転落事故防止設備を設ける。		
キ			非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける。	
ク			カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防災処理を施す。	

《別表 2》利用定員の区分に応じて設ける地域枠の定員数

利用定員数	地域枠の定員	
	国基準	向日市の考え方
1 名～5 名	1 名	国基準のとおり
6 名～7 名	2 名	国基準のとおり
8 名～10 名	3 名	国基準のとおり
11 名～15 名	4 名	国基準のとおり
16 名～20 名	5 名	国基準のとおり
21 名～25 名	6 名	国基準のとおり
26 名～30 名	7 名	国基準のとおり
31 名～40 名	10 名	国基準のとおり
41 名～50 名	12 名	国基準のとおり
51 名～60 名	15 名	国基準のとおり
61 名～70 名	20 名	国基準のとおり
71 名以上	20 名	国基準のとおり

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に対する向日市の考え方

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で定めるものとされています。

従うべき基準	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

以下、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に対する向日市の考え方です。
※厚生労働省令で定められた基準と同じ基準としますが、設備や児童の集団の規模については、本市の実情を踏まえ、当分の間、経過措置を設けることを考えています。

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項 目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	※	向日市の考え方
職員の一般的要件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。	参	国基準のとおり
職員の知識及び技術の向上	- 職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。 - 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国基準のとおり
職員	- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 - 放課後児童支援員の数は、「支援の単位」ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 - 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了した者であること ○ 保育士資格者 ○ 社会福祉士資格者 ○ 高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者 ○ 教諭資格者 ○ 大学・大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する科又はこれらに相当する課程を修	従	国基準のとおり

	めて卒業した者 ○ 大学で社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程で優秀な成績を修めたことにより、大学院への入学を認められた者 ○ 外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めた者 ○ 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者 ※研修を終了した者については、経過措置あり。		
児童の集団の規模	・ 「支援の単位」を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。		参 国基準のとおり ※現在、40人を超えるクラブがあることから、当分の間、経過措置を設ける。
設備	・ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・ 専用区画の面積は、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上でなければならない。 ・ 専用区画等は衛生及び安全を確保されたものでなければならない。		参 国基準のとおり ※現在、1.65㎡未満の専用区画があることから、当分の間、経過措置を設ける。
開所日数、 開所時間	・ 年間250日以上を原則とする。 ・ 小学校の授業の休業日 1日につき8時間以上 ・ 小学校の授業の休業日以外 1日につき3時間以上		参 国基準のとおり
運営に関する基準	非常災害対策	・ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。	参 国基準のとおり
	虐待等の禁止	・ 利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参 国基準のとおり
	衛生管理等	・ 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・ 放課後児童健全育成事業者は、感染症、食中毒の発生又はまん延しないように必要な	参 国基準のとおり

		措置を講ずるよう努めなければならない。 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品、医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。		
	運営規程	- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ○ 事業の目的及び運営の方針 ○ 職員の種類、員数及び職務の内容 ○ 開所している日及び時間 ○ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ○ 利用定員 ○ 通常の事業の実施地域 ○ 事業の利用に当たっての留意事項 ○ 緊急時等における対応方法 ○ 非常災害対策 ○ 虐待防止のための措置に関する事項 ○ その他事業の運営に関する重要事項	参	国基準のとおり
	秘密の保持	正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	参	国基準のとおり
	苦情対応	- 放課後児童健全育成事業者は、行った支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じなければならない。 - 放課後児童健全育成事業者は、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 - 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参	国基準のとおり
	保護者との連絡	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	参	国基準のとおり

	関係機関との連携	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参	国基準のとおり
	事故発生時の対応	- 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 - 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参	国基準のとおり